

2020年3月31日

各位

ジブラルタ生命保険株式会社

死亡保険金即日支払サービスの上限額を1,500万円に引き上げ

ジブラルタ生命保険株式会社(代表取締役社長 兼 CEO 添田 毅司)は、2020年4月1日より、死亡保険金即日支払サービスの口座送金扱いによる上限額を、従来の500万円から1,500万円に引き上げます。

死亡保険金即日支払サービスは、お客さま(被保険者)が亡くなられたとき、死亡診断書のコピーと所定の簡易な請求書をご提出いただくだけで、保険金の一部または全部を最短で即日にお支払いいたします。当社は、2001年8月より同サービスの取り扱いを行っておりますが、このたび、保険金支払時のお客さまのさらなる利便性向上を目的として、口座送金扱いによる上限額を引き上げることいたしました。

当社は、お客さま本位の業務運営の一環として、お客さまに保険金・給付金を確実にお届けすることに全社一丸となって取り組み、今後も質の高い生命保険サービスの提供を目指してまいります。

支払上限額	現行	改定後
口座送金扱い	500万円	1,500万円
現金持参扱い	500万円	500万円

※ご連絡または請求書類ご提出の時刻などによっては、死亡保険金をその日のうちにお支払いができないことがあります。

※ご契約から2年を経過した契約等の制限がございます。

以上